

○山井委員 午前中三十分、午後十分に分けて質問させていただきます。雇用保険の問題、さらに、コロナショックで株が下がっておりますので年金損失の問題、また、コロナウイルス関係の質問も一緒にさせていただきたいと思っております。

今御質問されていたとおりでありまして、私も、今回の法改正の最大の問題点は業務委託を推進することであると思っております。そこで、業務委託にすることによって労働基準法から外れるわけですよね、労働者ではなくなるわけですから。

そこでお伺いしたいんですけども、ということは、加藤大臣、今まで、六十五歳までやっていた仕事と同じような仕事を請負でやってもらう、六十五歳以降になって。それで、大幅に給料を今までより減らすということになれば、換算して最低賃金割れという、機械的に換算してですけどもね、そういうふうな低賃金での請負というものも請負になったら合法化されるという理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 請負になるかならないかというより、どういう場合に最低賃金が適用されるか、適用されないかということなんだと思っておりますけれども、こうした業務委託契約に基づく場合は、これは最低賃金の対象にはならないということでもあります。

○山井委員 いや、これは恐ろしいですよね。そもそも、最賃割れという以前に、最賃は関係なくなるということですね。

それで、それに関連して、じゃ、業務委託で労働基準法から外れることになるわけですけども、過労死をされました。長時間労働、晩遅くまで、連日休みなく働いて過労死をされた、そうしたらこれは労働災害に認められますか、大臣。

○加藤国務大臣 まず、一般的には、業務委託契約の締結により七十歳までの就業機会を確保する場合には労働基準法等の労働関係法令は適用されないということになります。ただ、委員御承知のように特別加入という仕組みがありますから、その扱いをどうしていくかということは別途あろうかと思いますが、今、基本的な仕組みとしては対象にはならないということです。

○山井委員 いや、強烈ですね。きょうも、配付資料で三ページにありますけれども、「高齢フリーランス 安全網ないまま 月百四十時間残業 六十六歳男性自死 高年法改正で不安定就労加速」と。私もこの過労死の防止の問題をやっていますけれども、労基法があっても過労死をしている、最賃割れのブラック企業がふえている中で、労基法も適用されない。いや、これはもう大反対です、私は。

そこで、改めてお聞きしたいと思いますが、今、特別加入という方法があるとおっしゃっていましたが、もちろん私は大反対という大前提ですが、労災保険には少なくとも、任意で特別加入ということじゃなくて、全員加入させるべきじゃないですか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたように、労働基準法の労働者に該当しないため、基本的な意味においては対象外でありまして、労災保険においては、業務の実態、災害の発生状況等から見て労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者について特別加入を認めている。ですから、これは、それぞれいわば任意の加入ということになるわけでありまして。

○山井委員 先ほどの質問にもありましたけれども、六十五歳以上でこういう働き方をふやすと、これがオーケーなんだったら、六十五歳と言わなくても、三十でも四十でも、解雇します、請負でやってくださいと。これはブラック企業どころの話じゃないですよね。そもそも、最賃割れ、長時間労働、過労死が労災にもならない。これは絶対やってはならないと思っております。

そこでなんです、業務委託は大反対という大前提ですが、業務委託でなければならないという合理的、客観的理由というものをきっちりと書面で出させるべきだと思いますが、いかがですか。

○加藤国務大臣 業務委託を含めて、創業支援等措置による就業、これは労働関係法令による労働者保護の対象から外れるということでもありますから、労使間の話し合いに際し、雇用ではなく委託契約とする理由、これをしっかり説明していただくことは大変重要だと思います。

さらに、創業支援等措置を講ずるに当たっては、その実施内容については運用計画を書面により作成して明示し、過半数代表者等の同意を得て講ずるものとされており。これは単独の場合であります。

雇用の措置を講じて、あわせてする場合には、基本的には、法律上求めていませんが、これも指針等で求めていきたいと思っておりますけれども、そうした中身については省令で定め、そして具体的には指針でということありますから、これから労働政策審議会に議論いただくわけでありましたが、その際には、委員今御指摘がありました、事業主が書面で示すべきではないか、こういった点も含めて御議論をいただきたいというふうに思います。

○山井委員 十分な実効性は期待できないと思います。ブラック企業でもなくなるんですよ、合法なんですから。最賃割れ、長時間労働、過労死、好きで働いたんでしょ、そういうことになって、一切事業主の責任が問われない。この業務委託に関して、事業主の安全配慮義務というのをどう担保するんですか。

○加藤国務大臣 業務委託契約の締結により七十歳まで就業機会を確保する場合において、労働安全衛生法等の労働関係法令は適用されませんが、この場合についても、高齢者が安心して安全に働けるかが非常に重要であります。

このため、業務委託契約の締結により七十歳までの就業機会を確保する場合においては、就業条件、業務の内容、高年齢者に支払う金銭のほか、安全及び衛生に関して必要な事項について労使双方で十分に話し合い、労使双方が納得した措置が講じられるよう、事業主が導入しようとする制度について、安全及び衛生に関する事項などを盛り込んだ運用計画を作成し、当該計画について同意を得るという手続を省令で規定すること、また、事業主には委託者として一定の安全配慮義務が認められる場合があることを踏まえて、業務の内容について、高年齢者の能力等を踏まえたものとして、業務の内容、性格等に応じて必要な安全、健康確保のための措置を講ずることを指針に定めるということ、こうしたことについて、きょうからまた議論いただくわけでありましてけれども、さまざま、国会の指摘も踏まえながら、労働政策審議会ですっかり御議論いただいて、具体的な姿をつくっていききたいと思っております。

○山井委員 私、もちろん、この法案全てに、一から百まで反対と言っているわけじゃないんですが、特にこの部分は大問題だと思います。労基法から外れてしまう、労災からも外れる、最賃からも外れる、今おっしゃった安全配慮義務も果たさなくていい、これは大問題です。

具体的にお聞きしたいんですけれども、例えば、ある方が六十五歳になりました、この部屋のこの席で今まで仕事をしていました、全く同じ席で似たような仕事を六十五歳になったから請負としてやってください、こういうことは法律的には可能なんですか、それは禁止されているんですか。似たような今までの仕事を、同じような職場で、しかし請負として六十五歳からはやってもらおう。いかがですか。

○加藤国務大臣 まず、余り同じ部屋かどうかというのは意味がないんだろうと思っておりますけれども、具体的にどういう仕事をどういう形でしているか、まさに労働基準法の労働者に該当するか否かということになると思っております。

これは、契約の中身がどうである、要するに、雇用契約という名前をとっているのか、委託契約という名前をとっているのかという名称にはかかわらず、まさに実態を踏まえて個別具体的に労働者性を判断していく、そして、労働基準法上の労働者と認められた場合には、当然、それにのっとった必要な保護であり、また、労働基準法等の法令が適用されるということになるわけでありまして。

○山井委員 今おっしゃったように、非常に危ないんですね。同じ部屋かどうかは関係ないということは、裏返せば、同じ部屋で同じような仕事でも、請負として安い賃金で働かせることを必ずしも排除していないということでもあります。

続きはまた夕方にさせていただきたいと思っておりますが、非常にコロナショックで株が下がっておりますので、そのこともちょっと質問をさせていただきたいと思っております。

配付資料の九ページを見ていただきたいんです。

現在も、きのうの時点でこの表をつくりました、株が大幅に、日本、海外、下落しております、年金損失が出ております。ここ、一万七千円と書きましたが、けさの時点では一万六千五百円まで下がっております。これは下がったり上がったりですから、一喜一憂する気もありませんが、トレンドについて御質問したいと思いま

す。

ここに書いてありますように、二〇一九年の十二月末、つまりコロナショックの前よりも国内外の株式が二、三割下がっているんですね。それで、昨日の時点で大まかに私たちが試算すると、大まかな試算ですよ、約二十二兆円ぐらい。約二十兆円ぐらい年金評価損が生じているというふうに私たちは認識しているんです。

細かい計算はもちろん要りません、これは一日一日変動するわけですから。これは私たちの年金ですから、大まかな認識を加藤大臣にお伺いしたいんですけれども、大体、この年末以降のコロナショックの三カ月で二十兆円ぐらいの年金損失が生じているのではないかと、大まかにそういう認識でよろしいでしょうか。(発言する者あり)

○盛山委員長 時計をとめてください。

〔速記中止〕

○盛山委員長 時計を動かしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 第三・四半期は七・四兆円の収益になっているところでございます。現時点については、これは四半期ごとに運用実績を発表するというものですから、本年七月ごろにG P I Fにおいて公表されるものと承知をしております。

ただ、いずれにしても、年金積立金の運用は長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととされておりまして、今委員御指摘の、株式市場を含む市場の一時的な変動に過度にとらわれるべきではないというふうに考えております。

○山井委員 長期的に見るべきだというのはもちろん私もわかっていますが、今も話がありましたが、本当にこのコロナショックというのが一時的で済むのか、まだまだこれは下がる可能性もあるわけです。そういう中では、繰り返し言いますが、国民の年金保険料を積み立てているわけですから、私たちのものなわけですからね。このコロナショックで幾らぐらいの年金損失が出ているかということぐらいは国民も当然知りたいと思うんです。

きょうの配付資料にもありますけれども、例えば、一昨年十月から十二月が過去最大で、三カ月で十四兆円赤字だったんですね、一昨年十月から十二月が。それと、左のページは、赤線が引いてありますけれども、リーマン・ショックがあった二〇〇八年には九兆円ぐらいの赤字だったんじゃないかと。

リーマン・ショックが九兆円、一昨年十月から十二月の過去最大が十四兆円、しかし、それを上回る過去最大の年金損失がコロナショックで出ているのではないかと、加藤大臣、十四兆円を現時点で上回っているんじゃないか、その認識はいかがですか。

○加藤国務大臣 ですから、それは四半期ベースで公表するという事になっているので、それを待ってみないと、今の段階で私が幾らだということをお願いするものを持っておりません。

○山井委員 推計は、機械的に少しやればできる話じゃないですか。そのことの説明責任は加藤大臣にあるんじゃないんですか。一月から三月の発表は六月か七月でしょう。それはやはり遅過ぎるでしょう、どう考えたって。正確なのはそれでいいですよ、正確なのは。

でも、現時点で刻々と株が下がっている中で、やはり、過去最大の年金損失の規模になりつつあるという認識ぐらいは当然加藤大臣は持っておられると思うんですよ。持っておられるんだしたら、そのことぐらいはお認めになるべきじゃないですか。私も、普通に私の事務所で計算して、二十兆円ぐらいだなということになっております。

例えば、一喜一憂はしませんが、きのうの晩もアメリカで株がかなり下がったので、これは五十三兆円じゃなくて四十八兆円ぐらいに下がっているのではないかと、となると、ポートフォリオを変更した五十兆円を下回っているんじゃないか、そういう事態にもなりつつあるんです、これは。

私がこういうことを言っているのは、私個人がどうじゃなくて、国民の皆さんはやはりこれに関心があるし、不安なんですよ。株式運用の比率を安倍政権で上げたことによって、株が上がればもちろんと上がります、これはいいことです。でも、今回みたいに株が下がればとんと下がる。この振れ幅が、変動が大きくなるんですよ。変動が大きくなるわけです。今、もたないんだよというやじも自民党から出てきておりますが、私は、もつ、もたないの議論もあるとは思いますが、じゃ現状がどうなっているのかという情報公開は国民に対して必要だと

思うんです。

ですから、加藤大臣に改めてお聞きしますが、過去最大は十四兆円でした。でも、現状のような株価が三月末まで続けば、一月―三月のこの年金損失というのは十四兆円を上回る、二十兆円規模になる可能性があるという理解でよろしいですか。

○加藤国務大臣 いずれにしても、私がこれから先の株価が上がるとか下がるとかということを申し上げる立場ではありませんし……（山井委員「現時点のことを聞いている」と呼ぶ）現時点じゃなくて、これはいつも四半期ベースで全部発表させていただいているんですから、一日一日の動向を逐一私どもが推計するという立場にはないと思います。

それから、これは基本的にGPIFにお任せをしておりますから、我々として、むしろ、GPIF側がこういった形で公表する、それにのっって対応するという、それが原則になっていることはぜひ御理解いただきたいと思います。

○山井委員 いや、私がなぜこういう質問をするかという、安倍政権になって株式運用比率を倍増しているんですね。非常に振れ幅を大きくしているわけです、リスクを大きくしているわけです。前まで来て、ちょっと、やじをするのはやめてもらえますか。

だから、ここは私も冷静に議論はせねばならないと思いますけれども、私は、やはり、株がコロナショックで大幅に下がっている、そのことによって年金にどういう影響を及ぼしているかという最小限の情報公開、情報開示、説明責任は加藤大臣にあるんじゃないかと思うんです。

私たち、これは試算していますよ。でも、勝手な、間違っただけの試算をするわけにももちろんいきませんから、大体これは桁としては二十兆円ぐらいですかということぐらいは、加藤大臣も国民の年金を預かっているわけですから、現状認識をお述べいただければと思います。

○加藤国務大臣 まず、同じことを何回も言って恐縮なんです、年金というのは一日一日で運用しているわけじゃなくて、長期運用という中でやっている、したがって、見るべきスパンというの、当然そのスパンで見て、そして、今GPIFは、本来は一年ごとのものを四半期ごとも、そういった意味で情報を開示しようということであるわけでありまして、今委員御指摘の今期のこうした動向、もちろん株価の下落というのはGPIFのみならず日本経済にもいろいろな影響を及ぼすわけでありまして、このGPIFに関しては、四半期ごとに出させていただいていますから、そういった中でしっかりとそれはお示しをさせていただく。

また、GPIFにおいては国内外の市場動向も踏まえて適切なリスク管理をやっていくという、これはまさにGPIFそのものでありますから、我々政府としてはしっかりとその役割を担っていただきたいというふうに思いますし、また、重ねて申し上げれば、政府がGPIFに対して具体的な投資活動をまさに指図する立場ではないんですね。したがって、まさにGPIFにおいて適切に行い、適切に情報開示をしていただく、そしてその中で国民の皆さんが自分たちの年金を預けていることに対するいわば安心と理解を求めていく、こういうことなんだろうと思います。

○山井委員 これはいろいろなエコノミストの方々もすぐに試算をされるとは思いますが、念のためお聞きしますが、では、GPIFが正式に一月から三月の年金損失額、変化額を出されるのはいつごろになりますか。

○加藤国務大臣 先ほど申し上げましたが、七月ごろになると思います。

○山井委員 ほかの聞き方をしますと、では、二〇一四年、年度末、このときまでは古いポートフォリオ、つまり株の運用損失は少なかったわけですね。それで、二〇一五年の年始から、株の運用比率を倍増したわけです。このポートフォリオ変更前の五十兆円の収益額を下回ってしまうのは、日本の株が大体幾らぐらいのときだと思われませんか。

○加藤国務大臣 それは、さまざまな運用をしておりますから、日本の株価だけじゃなくて、ほかの、国債価格、あるいは海外がどうなっているか、トータルを見なければわからないだろうと思います。具体的に今申し上げた条件の中で試算をするというのは困難だと思います。

○山井委員 もちろんこれは、海外とか国債とかいろいろな、総合的な判断が必要かと思いますが、私が心配しておりますのは、きょうも動いておりますけれども、今の時点でも、きのうの晩のアメリカ株が下がった段階で

四十八兆円ぐらいになって、ポートフォリオ変更の際の累積収益額を下回っているのではないかというように思うわけでありませう。

ここはもちろん正式な厚生労働省なりGPIFの発表を待ちたいと思いますが、やはり、株の運用比率を私たちの反対を押し切って倍増されたのは政府であるわけですから、少なくともその説明責任は、いいか悪いか以前に、説明責任、必要なデータの公表はやっていただきたいと思っております。

それで、ちょっとコロナウイルスのこともお聞きしたいと思っております。

けさのニュースで流れております、テドロスWHO事務局長がきのうメッセージを出されました。きょうの配付資料を見ていただきたいんですけども、これは非常にわかりやすいメッセージです。八ページ。

加藤大臣、こう書いてあるんですね。WHOヘッド、アワーキーメッセージイズテストテストテスト。ウィハブアシンプルメッセージフォーカントリーズテストテストテスト。わかりますか、これ。検査をなさい、検査をなさい、検査をなさい、各国に伝えたいのはとにかく検査だ、疑わしいケースは全て検査すべきだ、誰が感染しているかを知らなければパンデミックをとめることはできない。

これは、私、日本に言われているんじゃないかと思うんです。今や、先進国で最も検査数が少ない国の一つは日本なんです。それで、バッハ会長は、東京オリンピックをやるかどうかはWHOのアドバイスに従う、こういう発言までされているんですね。そのWHOがとにかく検査しなさいと言っている、この積極的検査という方針の真っ向から反対をやっているのが日本ではないかと私は心配しているんです。

それで、エビデンス、ファクトに基づいて話をしたいんですが、きょう、またこのグラフを先週からつくりかえました。私も、厚労省の方は加藤大臣を先頭に頑張ってくださいっているので余り批判ばかりしたくはないんですけども、例えば、最新の検査数が発表されました、それによると、ここに書きましたが、三月一日から七日の一週間は八千二百二十六件、平均一日千七百七十五件、そして先週、三月八日から三月十四日は一日平均千二百三十一件。一週間で一日平均五十六件しかふえていないんです。調査能力は六千二百件あるとおっしゃっているんです。その五分之一なんです。幾ら何でも少な過ぎませんか。

その意味では、テドロス事務局長の、検査しなさい、検査しなさい、検査しなさいというこの方針に今の日本の現状は反しているんじゃないかと思うんですけども、加藤大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣 ちょっと手元に正確な発言はないんですが、テドロス事務局長から、日本は非常に封じ込めをうまくやっている、こういうふうに評されているんですよ。そう本人が言っておられるんですから。だから、まさにこれは、日本向けに言っておられるということではなくて、広く世界向けに言っておられるんだろうというふうに思います。

それから、別に、国内で、ここで言っているのは二つあると思っております。PCR検査には、まさに医師の判断でお願いをするPCR検査と、疫学的調査をして感染の範囲をどこまでと認識する、例えば和歌山のときにもいろいろやりました、それは東京でもやっています、北海道でもやっています。当然、そういうことをすることによって今我々はいわゆるクラスターの封じ込めを図っているということでありまして、そしてそれに対するWHOの評価は、今、冒頭申し上げた、日本は封じ込めをうまくやっている、こういう評価になっているんだろうと思っております。

○山井委員 多額の寄附をWHOにもされておられますので、封じ込めに成功しているという発言をどこまで額面どおり受け取っていいかというのは、一〇〇%受け取れない可能性も、それはリップサービスで言っている面も多少あるんじゃないかと私は思います。

それで、今、和歌山のモデルの話がされました。きょうの配付資料にも、七ページにありますように、全国平均は三%なんです。帰国者・接触者相談センターの相談件数十七万九千七百二十七のうち、検査件数は五千五百四十六、三%なのに、和歌山は、四百三十六件の相談に対して、先日もおっしゃったように、ちょっとベースが違うことはわかっていますよ、わかっていますが、数字的には、百五十八件で三六%、約十倍なんです。こういう、積極的に早目に多くの検査をされているという和歌山モデル、これについての加藤大臣の評価をお聞かせください。

○加藤国務大臣 先日も御説明しましたけれども、多分千件ぐらいになっているんだと思います。その半分は例の病院関係で、これは積極的疫学調査でやられました。それから、残りの四百ぐらいのうちの百五十ぐらいは、和

歌山の場合、疑わしき例が出た段階で既に、その周辺の濃厚接触者、疑わしき者の濃厚接触者についても事前にやっておられる、まさに疫学的調査の件数が非常に多いんだろうというふうに思います。

あと、医療機関からに関しては、私どもが聞いている限りは、ほかの都道府県と同じように、帰国者・接触者相談支援センター、外来、場合によってはかかりつけ医の方から専門外来、こういった流れの中でPCR検査がなされているというふうに承知をしています。

○山井委員 田村大臣も先日テレビで評価しているとおっしゃいましたけれども、ぜひ、こういう和歌山モデルというのを評価していただければと思います。

それで、十三ページ。PCR検査をすると医療崩壊する、必ず病院に入院させねばならない、だからPCR検査をふやせないんだという一部の批判があるんですけども、十三ページにありますように、三月一日のこの厚労省からの通知によって、赤線を引きましたけれども、症状がない又は症状が軽い方にはPCR等検査陽性であっても自宅での安静、療養を原則とする、こういうことは都道府県知事などの判断があれば現時点で可能だという認識でよろしいですか。

○加藤国務大臣 今でも入院措置はできるという規定ではありますが、基本的には、陽性になった方は病院に入院していただくということで対応しているというふうに認識をしております。

ただ、これから増加をした場合については、もちろん全員を病院で抱え込むということはなかなか難しくなりますから、そのときには、無症の方、無症で陽性の方ですね、あるいは軽症の方、こういった方は、病院以外、自宅がいいのか、それ以外の別の場所がいいのか、これは議論があると思いますけれども、そういったことの対応というのはあり得るんだろうと思います。

○山井委員 だから、必ずしも病院に入院させねばならないというわけではないというのが三月一日の通知です。

最後に、一問だけ質問させてもらいます。四ページにありますように、ドライブスルーですね。

トランプ大統領も、検査おくれを指摘されて、大幅に検査をする、来月、一カ月に五百万人のPCR検査をすると言っているんですね。その中で、ドライブスルーなども積極的に活用していくという方針をアメリカはとっています。韓国、ドイツ、アメリカはドライブスルーをふやしておるんですね。厚労省の中でも、医師の検査が必要という範囲で今後はPCR検査をやっていくということなんです。

そこでお伺いしたいんですけども、医師の診断を得た上でという大前提で、日本でもこのドライブスルー方式というのは将来的にやっていくべきではないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、そのドライブスルーは、どこからどこを見てドライブスルーと言うのかというのはなかなかちょっと私もわかりませんが、ただ、基本的に、ちょっと厚労省のツイッターで当初正確ではなかったこと、これはおわびをしなければいけないと思いますが、諸外国も、基本的に、医療の部分が多分ドライブスルーで、その中の一環としてPCR検査もやっている、こういう理解なんだと思います。

実際問題、私の地元でも、疑いのある人が待合室に入られるとほかの患者さんに感染するおそれがあるということで、駐車場で待っていただいて、その車の中にむしろお医者さんが出かけて行って診断をしているなんというケースもありますので、これは、それぞれの状況の中で、まさに感染防止の立場から、よりいいというんですか、それぞれの状況に適した方法をとっていただければいいんだろうというふうに私は思います。

もちろん、構造物を建てるということになれば、これは建築基準法とかほかのものがあるのかもしれませんが、それを除いては、別にどういうやり方がいいとか悪いとかというのを私どもは申し上げているわけではなくて、感染防止の立場、それから、他の患者さんに感染しないような十分な配慮をとって、こうした新型コロナウイルスの患者さん、あるいは疑いのある者に対応していただきたいというふうに思います。

○盛山委員長 山井君、時間となっておりますので、質疑を終了してください。

○山井委員 はい。確認ですが、そういう配慮をしてであれば、ドライブスルー方式も日本で可能性はありという理解でいいですか。

○加藤国務大臣 別にどういう形をとっても、今申し上げた感染防止がしっかり行われていれば、それをドライブスルーと言うかどうかは別として、いろいろなやり方があるべきだと思います。

○山井委員 それでは、終わらせていただきます。残りは後でやります。

○盛山委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 十分だけ、午前中の続きを質問させていただきます。

午前中に質問して、改めて私が衝撃を受けましたのが、六十五歳以上であって請負になれば労災も適用されない、最低賃金も関係ない、過労死しても労災にならない。本当にとんでもないことだなと。ブラック企業とさえならなくて、全く、個人事業主になるわけですから、安全配慮義務も持たされない。そういう意味では、この法案、いい面もあるし問題点もあるわけですが、この請負の部分だけはぜひ削除していただきたいと思います。

そのことについて質問もしたいんですが、午前中の加藤大臣のWHOのテドロス事務局長の発言についてちょっと確認したいことがありますので、お聞きしたいと思います。

きょうニュースで流れておりますが、テドロス事務局長は、テスト、テスト、テストと、全ての疑わしい人に検査をなささい、それが感染拡大を防止しますということと呼びかけられました。これについて、先進国の中で今まで一番検査数が少なかったのがアメリカですけれども、アメリカが今後急速にPCR検査をふやすという中で、この日本は検査数が非常に少ないわけですね。そのことを質問したら、加藤大臣は、かなり食いとめている、封じ込めているということで評価をされているということで、私はその議事録を今調べてみました。そうしたら、私が本当にびっくりしたのは、これがその議事録なんですけれども、確かに前半では安倍政権が感染抑制に取り組んでいるということが書かれているんです、こっち。

ところが、そのラストの部分には何と書いてあるか。日本から百六十六億円の寄附をいただいてありがとうございますと書いてあるんですね、同じメッセージの中で。つまり、聞きようによっては、百六十六億円の寄附を受けたのでちょっとこれはリップサービスをしようとしたんじゃないかとさえ思われかねない。まさに同じスピーチの中で、安倍政権は頑張っている、百六十六億円の寄附をありがとうと言っているわけなんですね。ですから、額面どおりにこのリップサービスは受け取れないんじゃないかと私は思うんです。

そこで、改めてお聞きしますが、例えば一つの報道の中でも、テスト、テスト、テスト、あらゆる疑わしい人を検査しなさい、誰が感染しているのかわからなければ流行を防ぎようがありません、各国は疑わしい人を全てとにかく検査ですということを行っているわけですね。このメッセージの対象には当然日本も含まれる、もっとテストしろ、検査しろという対象には日本も含まれるという理解で、加藤大臣、よろしいですね。

○加藤国務大臣 どこかを除外しているわけではないんです。ただ、委員が御指摘になったところにノートと書いてあるのは御存じですか。(山井委員「いや、読んでいますよ、全部」と呼ぶ) だから、ノートには、WHOは症状を示した場合のみ陽性者の接触者にテストすることを推奨すると言っているわけで、何でもかんでもテスト、テストしろなんということは言っていないということがこのノートから明らかだと思います。

○山井委員 それは逆でしょう。ですから、熱やせきが出た人には検査をしなさいと言っているわけですよ。逆に、三十七度五分が四日間出ないとだめですよとか、相談センターをクリアしないとだめですよとか、諸外国に比べて一番高いハードルを掲げて、症状が出て検査を抑制しているのは日本じゃないんですか、加藤大臣。まさに加藤大臣が今指摘されたノートのところに書いてあるじゃないですか、症状が出て疑わしい人は全て検査しろと。それをやっていないのは日本じゃないんですか。

○加藤国務大臣 これは連鎖の、ここで言っているのは、むしろ日本でいう積極的な疫学調査を通じた封じ込めの話をして、テスト、テスト、テストと言っておられるわけでありまして。それについて、ただ、症状がある場合のみ、確認されたケースをテストするということが書いてあるわけでありまして。

委員がおっしゃっている、医者が必要だと言ったもの等をする、PCR検査をやる、これは当然のことでありまして、これはむしろ治療のためなんですよ。彼が言っているのはそうじゃなくて、封じ込めをするためにどうすればいいかということで主張しているのがテスト。要するに、しっかり怪しいところはテストをして、そして封じ込めをやりなさい、隔離をしなさい、まさにそういうことを言っているわけでありまして。

○山井委員 だから、私は、そこで、この質疑をさせていただいているんですよ。テドロス事務局長が言ってい

る、症状がある疑わしいケースは検査せよということは残念ながら日本ではできていないという、私のところにも山のようにいろいろな相談や苦情が来ますよ。PCR検査を受けたいと言ったけれどもはねられたと言って、それで、後で何日かしてから陽性が発覚して、その間にうつしてしまったというような事例は毎日のように報道されています、残念ながら。

そういう意味では、加藤大臣、テドロス事務局長が言っている疑わしいケースは全て検査ができていない、後手に回っている部分がある、そういう認識は加藤大臣はお持ちになっていますか。

○加藤国務大臣 ですから、先ほど申し上げているように、一つは医療の関係で、PCRをしっかりとやる。確かに、個々においてなかなかうまくつながっていないケースは指摘をされていますから、それは一つ一つ解消すべく我々も努力をしている。

ただ、この疑わしいというのは、他方で、先ほど申し上げておりますように、日本でいえば、陽性者が出た、陽性者の濃厚接触者を当たって、そしていかに封じ込めをしていくか、まさにこういった作業をしっかりやれということテドロス事務局長は言っているわけでありませう。

それから、前に申し上げたように、そうした取組を、クラスターへの綿密な調査を含む安倍総理主導の政府一丸となった対策が、リデューストランスミッション、感染拡大を抑える決定的なステップであるということ三月十三日にテドロス事務局長が発言しているのにも通じているというふうに思います。

○山井委員 だから、それは百六十六億円を寄附したリップサービスじゃないですかと言っているわけですよ。

一言お聞きしますが、今回のテスト、テストの指示に対して、例えば、ある報道では、日本政府がウイルス対策基本方針で決めた感染者クラスター重視の対応より、韓国などで実施されている個別の感染者と感染経路の特定を目指す手法に近い提言と見られると。報道でもそういうふうにかかれてはいるんですよ、日本のやり方じゃないと言って、このテドロス事務局長が言っているのは。

テドロス事務局長の指示に、今の日本のやっている非常に少ない検査数というのは反しているんじゃないんですか。いかがですか。

○加藤国務大臣 検査数が多いか少ないかじゃなくて、どういう手法で封じ込めをしているかということ彼は言っているわけでありませうから、当然、国内における感染者数あるいは疑い者数によって検査の数は変わってくる、これは当然のことなんだろうというふうに思います。したがって、今私どもがやろうとしている、クラスターを見つけて、そしてそれを徹底的に封じ込んでいく、まさにそういったこと、これは、感染者を見つけて隔離をして、そして封じ込んでいく、そういうことなんだろうというふうに思います。

○山井委員 先々週から先週に比べて、一日平均五十六件しかふえていないんです。遅々として進んでいないんです。先進国の中でも、さっきも言ったように、アメリカと日本が別格を争っているんですよ、検査数の少なさでは。

なぜこんなことを言うかという、バッハ会長は、東京オリンピックをどうするかについてはWHOのアドバイスに従うと言っているんですよ。そのWHOのテドロス事務局長が検査、検査と言っているにもかかわらず、今の加藤大臣のように、日本のやっていることは検査数は少ないけれどもこれで正しいんだと言っていたら、東京オリンピック開催というものに関して、ああ、日本はWHOの言うことを聞かないんだな、検査数をふやさないんだなと。これでもし開催できなくなったら、これは加藤大臣の責任になりかねないですよ。

やはり謙虚に、今のやり方では少な過ぎるということを反省して、大幅にふやすということ、今、明言すべきじゃないですか。

○加藤国務大臣 ちょっと、先ほどからお話しになって、非常にいろいろなところにひっかかることがあります。まず、テドロス事務局長の発言に対して、日本が出資をしたからそれで発言を変えているという、国会でそういうことを言われるのは私はいかがなものかなと。これは、日本国政府として、逆に、WHOを日本の国自体が軽んじているんじゃないか、むしろそういう印象を受けるおそれがあるんじゃないのかなという思いを持ちながら聞かせていただきました。

我々は、WHOに対して日ごろから連携をとり、そしてWHOとよく意見交換もしながらやらせていただいているところであります。したがって、この一つの文書を見るだけではなくて、やはり、そこにどういう真意があっ



て、どういうことを日本に求めているのならば、それはしっかり我々は聞きながら対応をさせていただきたいというふうに思います。

○山井委員 残念ながら質問時間が終わりましたので終わらせていただきますが、私はエビデンス、ファクトに基づいて言っているんです。先進国の中で検査数が圧倒的に少ないんですよ、韓国の十分の一なんですよ。

そういう意味では、もちろんWHOも褒めてくれている部分もあるかもしれない、そう受け取りたいですよ、額面どおり。でも、やはり、テスト、テスト、テスト、疑わしいケースは症状が出たらテストしろと言っているけれども、繰り返し言いますが、多くの日本国民も、疑わしい症状だったらPCR検査を日本でみんなが受けられているとは、ほとんどの人が思っていないんじゃないんですか。そういう意味では、バッハ会長がWHOのアドバイスに基づいてオリンピックを決めると言っている以上は、私は、もう少し謙虚に、このWHOのテドロス事務局長の今回のメッセージ、テスト、テスト、テストを日本は遵守して実行すべきじゃないかということを行っているわけです。

また引き続き、雇用保険の問題も質問させていただきたいと思います。

ありがとうございました。